

議案第 3 4 号

専決処分（令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号））の承認を
求めることについて

令和 7 年 4 月 1 6 日、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項
の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを
報告し承認を求める。

令和 7 年 5 月 1 3 日提出

千早赤阪村長 菊井 佳宏

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度千早赤阪村の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11, 187 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 611, 401 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 7 年 4 月 16 日村長専決

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		412,749	5,000	417,749
	2 国庫補助金	168,112	5,000	173,112
19 繰入金		1,032,035	6,187	1,038,222
	1 基金繰入金	1,028,335	6,187	1,034,522
歳入合計		4,600,214	11,187	4,611,401

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,002,968	11,187	1,014,155
	1 総務管理費	892,571	11,187	903,758
歳 出 合 計		4,600,214	11,187	4,611,401

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,002,968	11,187	1,014,155
歳 出 合 計	4,600,214	11,187	4,611,401

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
5,000				6,187
5,000				6,187

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	106,133	5,000	111,133
計	168,112	5,000	173,112

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	392,657	6,187	398,844
計	1,028,335	6,187	1,034,522

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務費補助金	5,000	新しい地方経済・生活環境創生交付金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	6,187	財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
7 企画管理費	49,345	11,187	60,532	5,000				6,187
計	892,571	11,187	903,758	5,000				6,187

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	11,187	政策推進費	11,187
		D X推進事業委託料	11,187